

## 地方公務員災害補償制度におけるマイナンバーの 取扱いについて、注意点をご確認ください

- 地方公務員災害補償基金は、厚生年金等との併給調整や公金受取口座の照会のためにマイナンバーを利用しています。
- 年金や休業補償の請求に当たっては請求書等の様式にマイナンバーの記載が必要となります。
- マイナンバーの取扱いについて下記の注意点をご確認いただき、適正な管理をお願いします。

### <注意点>

- ◆ 地方公務員災害補償制度においては、公務災害補償等の請求書等は、任命権者を經由して地方公務員災害補償基金に提出することとなっていることから、任命権者は「個人番号関係事務実施者」として位置づけられています。
- ◆ そのため、請求者（被災職員等）からマイナンバーが記載された請求書等の提出があった場合には、各任命権者においてマイナンバー法第16条による本人確認を実施してください。
- ◆ 請求書等に記入するマイナンバーは請求者本人（又はその代理人）が記入します。任命権者が他の目的で取得したマイナンバーを公務災害補償請求等に利用することはできません。  
(あらかじめ公務災害補償請求等への利用が明示されている場合を除く)
- ◆ 任命権者においてマイナンバーの本人確認を実施後、本人確認書類が不要となった場合には、速やかに廃棄をしてください。
- ◆ 請求書等の写しを保管する場合には、鍵付きのキャビネットや書庫等で保管してください。
- ◆ マイナンバーが記載された書類等を地方公務員災害補償基金に送付する際には、漏えい、滅失又は毀損の防止のために必要な安全管理措置を講じてください。

(裏面に続く)

- 令和5年2月より「公金受取口座(※)」において、補償・福祉事業の金銭の受取りを希望する者は、請求書等にマイナンバーを記載することにより、当該口座において金銭を受け取ることができるようにしました。

(※) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）

- 地方公務員災害補償制度において、マイナンバーの記載が必要な請求書等は以下のとおりです。

## <マイナンバーの記載欄が設けられている様式>

### ◆マイナンバーの記載が必須なもの

- ① 休業補償請求書【様式第7号、第8号】
- ② 障害補償年金請求書【様式第9号、第10号】
- ③ 遺族補償年金請求書【様式第14号、第15号】
- ④ 療養の現状等に関する報告書【様式第38号】

### ◆公金受取口座利用の場合に記載が必要なもの

- ⑤ 療養補償請求書【様式第6号】
- ⑥ 障害補償一時金請求書【様式第11号、第12号】
- ⑦ 介護補償請求書【様式第13号の2】
- ⑧ 障害補償年金差額一時金請求書【様式第16号、第17号】
- ⑨ 障害補償年金前払一時金請求書【様式第18号】
- ⑩ 遺族補償一時金請求書【様式第23号、第24号】
- ⑪ 遺族補償年金前払一時金請求書【様式第19号】
- ⑫ 葬祭補償請求書【様式第25号】
- ⑬ 未支給の補償請求書【様式第26号】
- ⑭ 各福祉事業申請書【様式第42号～様式第50号】

【 】内は「補償の請求書等の様式に関する規程」における様式を指す